事 務 連 絡 令和3年2月19日

高齢者施設等 代表者 各位

鹿児島市 長寿あんしん課長

本県の新型コロナウイルス感染拡大の警戒基準の引き下げについて

各施設等におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策について、日頃より各種通知等 に基づき対応いただいていると存じます。

さて、標記の件につきまして、令和3年2月17日付で鹿児島県より別紙のとおり通知がありました。

本市においても、新規感染者数は減少傾向にありますが、国内には依然として緊急事態宣言の地域もあることから、引き続き感染防止対策に取組んでいただきますようお願いいたします。

なお、貴法人の介護サービス事業所等への周知についても併せてお願いします。

【お問い合わせ】

長寿あんしん課 長寿施設係 電話 099-216-1147 FAX 099-224-1539 Eメールchoujuanshin-shi@city.kagoshima.lg.jp

高 生 第 4 2 1 号 建 第 1 0 - 3 6 7 号 令和 3 年 2 月 17日

各関係施設等の長 様

鹿児島県くらし保健福祉部 高齢者生き生き推進課長 介護保険室長 鹿児島県土木部 建築課住宅政策室長

本県の新型コロナウイルス感染拡大の警戒基準の引き下げについて (通知)

本県の高齢者福祉行政の推進につきまして,日頃より御理解,御協力をいただき,深く感謝申し上げます。

県では、2月15日に県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、同日付けで<u>感染拡大の警戒基準をステージⅢ(急増)からステージⅡ(感染者漸増)に引き下げました。</u>

しかしながら、「ステージⅡ」に引き下げたといっても、クラスターが発生するなど引き続き感染リスクがありますので、県では現在も、感染防止対策徹底期間としているところです。

高齢者施設でのクラスター発生は、医療病床の逼迫につながるだけでなく、感染者の重症化という重大な結果をもたらすおそれがあることから、これまで送付している通知(直近では令和3年2月5日付け高生第414号・建第10-344号通知「『3ない運動』と『3つの黙』の徹底について」)等を再確認していただき、<u>緩むこと</u>なく、貴施設等における感染防止対策を徹底していただくようお願いします。

また、面会については、引き続き、緊急やむを得ない場合を除き、面会を制限する(オンライン面会等の感染のおそれのない面会を除く。)等の対応をしていただくようお願いします。

なお,通所介護,老人短期入所事業所等を併設されている施設等におかれましては,各事業所への周知についても併せてお願いします。

(問合せ先)

鹿児島県くらし保健福祉部

高齢者生き生き推進課施設整備係(担当 池田)

電話:099-286-2703

介護保険室事業者指導係(担当 中間)

電話:099-286-2687

鹿児島県土木部建築課住宅政策室 住宅企画係(担当 上之園)

電話:099-286-3740

高齢者施設でのクラスター発生 絶対阻止!

(3ない運動)

持ち込まない

利用者

監修:川村英樹 ^{鹿児島大学病院感染制御部副部長}

- 通所サービスは、体調が悪い時は利用を控えよう
- 家族の体調や、県外との往来にも気をつけよう

持ち込ませない

施設

- 体調の悪い職員は必ず休ませよう
- 体調の悪い入所者・職員は、早めに医師に相談を
- 面会はリモートで
- 感染リスクが高まる「5つの場面」を避けよう

【感染リスクが高まる5つの場面】

- ① 飲食を伴う懇親会等
- ② 大人数や長時間におよぶ飲食
- ③ マスクなしでの会話
- ④ 狭い空間での共同生活
- ⑤ 居場所の切り替わり

拡げない

施設

- 食事の時は、距離を保って、黙って食べよう
- 職員は休憩, 更衣時でもマスク着用, 喫煙スペースでも会話を控えよう
- 脱衣所では、距離を保って話さない、入浴介助も会話を控えよう
- 職員はマスク着用を徹底しよう(利用者さんにも協力を)

高齢者施設でのクラスター発生 絶対阻止!

三つの「黙」

食事の時は距離を保って黙って食べる (会話は食事後、マスクを着けて)



職員は休憩, 更衣時でもマスク着用, 喫煙所では話さない(徹底してください)



脱衣所では<u>距離を保って黙って入浴</u> (職員は目の保護とマスクの着用)

